

令和4年度 熊本市重症心身障がい児等在宅支援 ネットワーク会議（書面開催）資料

令和5年3月作成
熊本市役所 障がい保健福祉課

※令和4年度は集合形式ではなく書面開催として行政資料を送付します。

障がい保健福祉課における事業実績及び今後の方針についてご案内します。

資料についてのご意見やご質問等がある場合は、別添「資料への意見」へご記入のうえ、
ご提出いただきますようお願いいたします。

資料の要旨



1. 重症心身障がい児・医療的ケア児等への支援の取り組み状況について（令和4年度実績報告）

- (1) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実績報告
- (2) 熊本市における医療的ケア児等コーディネーターの役割の整理
- (3) 医療型短期入所施設補助金の実績報告
- (4) 医療的ケア児のための支援ガイドブックの作成
- (5) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源の購入費の助成制度実施に向けた予算要求

※「重度障害者日常生活用具日常生活用具給付事業への品目追加」

2. 令和5年度の取り組み予定

- (1) 熊本市重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議の開催
- (2) 配置した医療的ケア児等コーディネーターの意見交換会の開催
- (3) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施
- (4) 医療型短期入所施設補助金の実施

1. 重症心身障がい児・医療的ケア児等への支援の
取り組み状況について
(令和4年度実績報告)

1. (1) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実績報告①

●以下の要領で県と市合同で養成研修を実施

【対象者】

熊本県内で医療的ケア児等コーディネーターとして実際に業務を担う意思・予定のある相談支援専門員、市町村保健師、訪問看護師等

【参加費】

無料

【開催形態】

熊本県医療的ケア児支援センターへの業務委託
(熊本小児在宅ケア・人工呼吸療法研究会)

【研修内容】

動画講習と集合演習の2部構成

国が示すカリキュラムに沿って右の内容で実施

【動画講習（オンデマンド動画にて各自受講）】

11月28日（月）～12月16日（金） 動画配信（視聴期限）※予定

1.開会挨拶	10分	医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修について
2.総論	60分	医療的ケア児等の地域生活を支えるために/医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質と役割/医療的ケア児等の支援の特徴/支援に必要な概念
3.支援体制整備	60分	支援チーム作りと支援体制整備・支援チームを育てる /支援体制整備事例/医療・福祉・教育の連携/地域の資源開拓・創出方法
4.医療1	90分	障害のある子どもの成長と発達の特徴/疾患の特徴/生理/緊急時の対応
5.医療2	90分	日常生活における支援 /訪問看護の仕組み
6.ライフステージにおける支援	120分	各ライフステージにおける相談支援に必要な視点 /NICU からの在宅移行支援/児童期における支援/学齢期における支援/成人期における支援/医療的ケアの必要性が高い子どもへの支援
7.福祉1	120分	支援の基本的枠組み/福祉の制度/家族支援/虐待防止
8.福祉2	60分	重症心身障害児等の遊びの目的/成長を促す働きかけ/支援者が関わるポイント
9.本人・家族の思いの理解1	60分	本人・家族の思い
10.本人・家族の思いの理解2	60分	意思決定支援/ニーズアセスメント/ニーズ把握事例
11.計画作成のポイント	120分	演習に向けた計画作成のポイント

【集合演習 会場：くまもと県民交流館パレア大ホール】

12月22日（木）23日（金） 9:00～18:00（昼休憩1時間を含む）

1日目	演習1
2日目	演習2

1. (1) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実績報告②

- 県市合同で開催した結果、熊本市における修了者は以下のとおり

【修了者】

熊本市の各事業所・機関から計**26名**が修了した
(内訳)

所属	修了者数
熊本市障がい者相談支援センター	6名
相談支援事業所の相談支援専門員	12名
放課後等デイサービス事業所等職員	2名
医療機関職員	2名
ほか	4名

●修了者について

修了者が所属する機関・事業所を熊本市ホームページへ公表することで支援者の周知を図る。

また、令和3年度までの修了者を含めて、熊本市障がい者相談支援センター（9か所）の修了者を「熊本市医療的ケア児等コーディネーター」として選任した。

相談支援事業所の相談支援専門員との利用契約にもとづき支援を開始する従来の支援体制に加えて、利用契約によらずに一般相談を担う熊本市障がい者相談支援センターを支援者として位置付けることで支援体制の促進を図る。

1. (2) 熊本市における医療的ケア児等コーディネーターの役割の整理

- 熊本市における医療的ケア児等コーディネーターの役割（案）について、熊本市障がい者相談支援センターや各関係機関と協議した結果、以下のとおり整理した。
今後、実働しながら各関係機関との細かな役割分担を整理していく予定。

【医療的ケア児等コーディネーターの役割】

- ☑ 本人・家族の意向を汲み取り、アセスメントを行い、ライフステージにおいて先を見通した支援を行う。
- ☑ 必要に応じて医療機関、支援事業所、行政（保育・教育・障がい分野）等と連携して情報共有等を行う。
- ☑ 本人・家族を孤立させないように相談窓口の交通整理を行い、「誰を頼って良いかわからない状態」を防ぐ。

1

【医療的ケア児・家族への支援の一例】

※このうち、赤字部分が「医療的ケア児等コーディネーター」の主な役割





1. (3) 医療型短期入所施設補助金の実績報告

●「医療型短期入所施設体制整備事業補助金」について

【補助対象事業】

①	開設後3年に満たない医療型短期入所事業（空床型を除く）を実施する診療所又は介護老人保健施設
②	開設後1年に満たない医療型短期入所事業（空床型）を実施する病院（増床は除く）

【交付要件】

①	・診療所において、本事業実施にあたり新たに看護師等を雇用した場合に、人件費総額の1/2の範囲内（年間上限：3,000千円）で助成する。ただし、開設後3年間まで。
②	・病院において、看護師等の派遣等を依頼し病室内で、支援を行った場合、当該看護師等1人につき1日20,000円（年間上限：1,000千円）を助成する。ただし、開設後1年間まで。

【令和4年度実績】 ※以下の2事業所に対して補助金交付決定

- ・医療法人ソレイユ「にこりんキッズ」（令和5年度まで支給対象時期）
- ・医療法人おがた会「はっぴいかぼちゃん」（令和6年度まで支給対象時期）



1. (4) 医療的ケア児のための支援ガイドブックの作成

●「医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援ガイドブック」を作成

【ガイドブック作成の経緯】

- ・令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、医療的ケア児及びその家族に対する支援の実施が国、地方公共団体の責務として明記された。
- ・「在宅生活を送るなかで、相談窓口がわからない」等の市民の声を受けて、ご本人やご家族の方、支援者を対象とした支援ガイドブックを作成した。
- ・本市では、障害者手帳交付対象者に対しては、福祉制度をまとめた「ふくしのしおり」を交付しているが、医療的ケア児等は障害者手帳を取得する方ばかりではないため、この度医療的ケア児とご家族、支援者を対象とした支援ガイドブックを作成（初版）した。

【発行日】

- ・令和5年3月末（同年4月配布）

【配布先（予定）】

- ・主要となる医療機関（熊本市市民病院、熊本赤十字病院、熊本大学病院、熊本再春医療センター、福田病院等）、熊本市障がい者相談支援センター、各区福祉課、各区保健こども課、各総合出張所

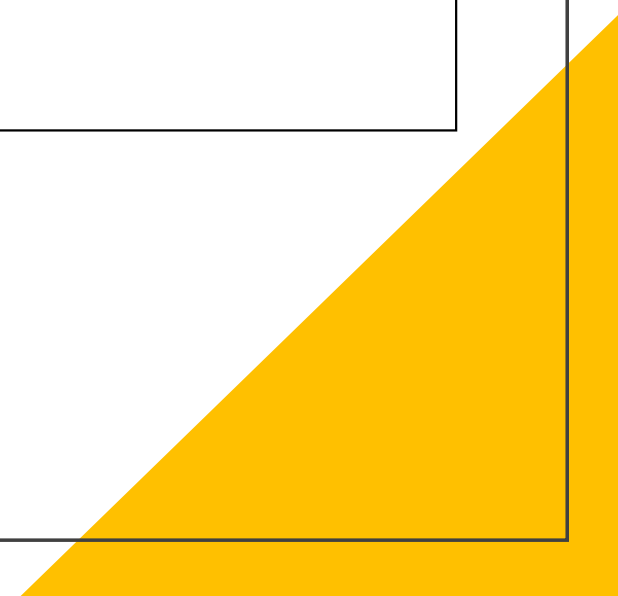
1. (5) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源の購入費助成制度（予算措置）

- 「重度障害者日常生活用具給付事業」の給付項目へ在宅人工呼吸器使用者非常用電源を追加（令和5年度から）

【在宅人工呼吸器使用者非常用電源の給付対象等】

障害及び程度	性 能	耐用年数
次のいずれかに該当し、在宅で人工呼吸器を使用する者 ①呼吸機能障害3級以上 ②心臓機能障害3級以上 ③同程度の障害 呼吸機能もしくは心臓機能等に障害のある 難病患者等 であって、在宅で人工呼吸器を使用する者	次のいずれかに該当する製品 ・正弦波インバーター発電機 ・蓄電池 ・使用している各種人工呼吸器の専用外部バッテリー（専用スタンド含む）	5 年

2. 令和5年度の取り組み予定





2. 令和5年度の取り組み予定

- (1) 熊本市重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議の開催
 - ・令和5年4月から新たな委員（準備中）で構成する集合会議を開催予定
 - ・委員に医療的ケア児等コーディネーターを追加する予定
 - ・会議の名称に「医療的ケア児等」を加えることで、重症心身障がい児と医療的ケア児者等を対象とする会議体として明確にする。
- (2) 配置した医療的ケア児等コーディネーターの意見交換会の開催
 - ・コーディネーター同士の意見交換や事例の共有、役割の明確化を目的とした意見交換会を立ち上げる。また、ネットワーク会議の部会として位置づける予定。
- (3) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施
 - ・令和4年度に引き続き実施。
 - ・令和4年度は相談支援専門員へ積極的に周知した。令和5年度は訪問看護師等にも積極的に周知する予定。
- (4) 医療型短期入所施設補助金の実施
 - ・令和4年度に引き続き実施。